

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 8 月 15 日

金 曜 日

第5412号

目 次

公安委員会告示

○特例施設占有者の指定 1

公 告

○二級建築士及び木造建築士の免許の取消し 2

告 示

富山県公安委員会告示第68号

特例施設占有者の指定について

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第 4 項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 8 月 15 日

富山県公安委員会

委 員 長 川 端 雅 彦

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社ダイナム
東京都荒川区西日暮里二丁目27番 5 号
代表取締役 保坂 明
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
ダイナム入善店 下新川郡入善町上飯野1197番地 2
ダイナム滑川店 滑川市柳原64番地 2
ダイナム富山上市店 中新川郡上市町正印 236番地
ダイナム富山上富居店 富山市上富居三丁目 9 番16号
ダイナム富山南店 富山市下大久保字六番割 778番地 1
ダイナム小杉店 射水市西高木 644番地 1

ダイナム高岡店 高岡市吉久1丁目2334番1

ダイナム富山高岡波岡店 高岡市波岡 323番地1

ダイナム氷見店 氷見市窪 215番1

ダイナム富山砺波店 砺波市五郎丸字寺島8480番地3

ダイナム小矢部店 小矢部市岡 194番地

~~~~~

公 告

~~~~~

二級建築士及び木造建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第 202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年8月15日

富山県知事 新 田 八 朗

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和7年8月4日	加納 暁	二級建築士	第5579号	死亡
令和7年8月4日	尾谷 清光	木造建築士	第358号	死亡